

Title	鄭公鍾儀考：古代中国における政治権力と音楽をめぐる一風景
Sub Title	On Yun-Gong-Zhong-Yi : a study on the relationship between political power and music in ancient China
Author	齋藤, 道子(Saito, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.3/4 (1995. 4) ,p.33(287)- 48(302)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950400-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950400-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 鄭公鍾儀考

——古代中国における政治権力と音楽をめぐる一風景——

## 齋藤道子

はじめに

『左伝』成公九年の条に次のような記述がある。成公九年とは前五八二年であり、楚では共王の時代に当たる。

晋侯軍府ヲ觀シ、鍾儀ヲ見、之ヲ問ヒテ曰ク、南冠シテ繫ガレタル者ハ誰ゾト。有司対ヘテ曰ク、鄭人ノ獻ゼシ所ノ楚囚也ト。之ヲ税カシメテ召シテ之ヲ甲ス。再拝稽首ス。其ノ族ヲ問フ。対ヘテ曰ク、冷人也ト。公曰ク、能ク楽センカト。対ヘテ曰ク、先父ノ職官也。敢テ二事有ランヤト。之二琴ヲ與ヘシム。南音ヲ操ル。公曰ク、君王如何ト。対ヘテ曰ク、小人ノ得テ知ル所ニ非ザル也ト。固ク之ヲ問フ。…公、范文子ニ語ル。文子曰ク、楚囚ハ君子也…ト。

『左伝』のこの箇所を読むたびに、いつも、何か腑に

おちない、といった感じをいだかせられてきた。すなわち、その疑問を整理すれば以下のごとくまとめられよう。

(1) 晋の軍府に捕らえられている鍾儀とは、この二年前に「鄭」、鄭公鍾儀ヲ囚ヘテ諸ヲ晋ニ獻ズ。…晋人鍾儀ヲ以テ歸リ、諸ヲ軍府ニ囚フ。」(『左伝』成公七年)とある楚の鄭公鍾儀その人であるが、「楚ハ僭号シテ県尹皆公ト称ス。」(『左伝』莊公三〇年杜註)とあるように、「公」とは楚における県官領者と通常理解されている。

それなのに、鍾儀の晋での待遇が二年も軍府で捕縛されたままにおかれていたことから見て、鍾儀に対する晋側の扱いは地位の高いものに対するそれとは考えにくい。ちなみに、魯の隱公が公子時代に鄭の捕虜になった際には、幽閉の場所は大夫尹氏の邸であり(『左伝』隱公一年)、さらに晋に捕虜になった楚の公子萇は、その幽

閉場所は明らかでないながら、欒書に頼まれて直接晋侯へ訴えたりしている（『左伝』成公一七年）。この二例はともに捕虜になったのが公子であるから、鍾儀の扱いがこれより低いのはいわば当然としても、それでもやはり楚の顯官と考えられる「公」への待遇としては鍾儀に対するそれは低すぎるのでは、という感はず捨てきれない。これは、楚の官制の中で「公」の性質が、これまで考えられていたよりも少し幅があった可能性につながる問題と言える。

(2) 晋侯の問いに答えて、鍾儀は自らが「冷人」すなわち「樂官」（杜註）であることを明らかにしている。同年の会箋も「蓋シ樂官ニシテ擢サレテ県公ト為ルモノナリ。」と解しているが、そもそも音楽を担当する樂官が県の官領者になるとは、何故そうしたことが起こり得るのであるろうか。

小論はこの二つの疑問について考えようとするものであるが、この問題の背後には、古代中国における「音楽」や音楽家の社会的性格、政治との関わりといった大きな問題が存在している。小論ではあわせてそうした水面下の大問題の一端にも触れることになろう。

鍾儀の身分について、張正明・劉玉堂両氏はその論考「從楚人尚鍾看鍾氏由來」の中で、樂官たる樂尹になる人物は代々続く貴族の家と述べておられるが、前節で見たとように、晋での待遇から考えればそれほど高位の者とは考えにくい。<sup>(4)</sup>

鍾儀との比較のために、同時期の楚の県公がどのような社会的地位にある人々で占められていたかを見ておくことは必要であろう。<sup>(5)</sup>

共王時代までの楚の県公として名が見える人物の数はそう多くはないが、『左伝』による限り、申県の県公である申公は鬬氏二人、屈氏一人、公子一人、大世族以外の大夫一人（申公叔侯）（莊公三〇、僖公二五・二六、宣公一二、成公六の各年）、息県の県公である息公は屈氏一人、公子二人（僖公二五、文公三、成公六の各年）、商県は鬬氏一人（文公一〇年）、期思県は大世族外の大夫一人（期思公復遂）（文公一〇年）、析公は析公臣とあるだけで氏族名不明一人（襄公二六年）であり、これを見る限り県公には公子や鬬氏・屈氏といった大世族が就任している例が多いことが分かる。これは当時の楚の県

公の職務からうなずけるところであろう。

すなわち、春秋時代に晋・秦・楚などが占領した国や邑を県にするのは、その邑の支配氏族の中核を破砕して統治を容易にすることを目的としているという増淵龍夫氏に代表される見解<sup>(6)</sup>は、春秋県制の理解として今日なお定説たることを失わないが、主として晋県の考察から導かれたそうした見解に対し、楚県の性質は若干異なっていたのではないかと先に拙論を述べたことがある<sup>(7)</sup>。すなわち拙稿での考察によれば、楚県では旧来の支配氏族の族的秩序の破砕が軽微であり、楚にとって県とはむしろ旧来の氏族秩序を温存してその軍事力を利用する、すなわち楚にとっての「軍事基地」「軍事都市」とでも呼べるものであり、その県の軍隊が王の命によって出動するときには指揮を取るのが県公と考えられたのである。従って、楚の県公の任務が主に軍の指揮であったとすれば、大世族や公子といった人間がこの時代多く県公に就任しているのは極めて当然と考えられる。

しかし一方、県公の職務が軍事を主とするものとする<sup>(8)</sup>と、鄭県の県公として鍾儀のような代々冷人（楽官）の家系の人間の就任<sup>(9)</sup>は、後述するように当時の戦争では楽官が活躍する場が見られたとは言え、県公となるとやは

り奇異に思われる。

すなわち、鍾儀とはそれほど身分が高くない代々楽を扱う家の出の人間でありながら、県公という職についている存在であったと考えられる。こうした状況から見れば、鍾儀が鄭公とされた理由には、彼が冷人すなわち楽官であったことが当然関係ありと考えられなければならぬ。鍾儀自身、その族を尋ねた晋侯に「冷人也」と答えていたことからしても（先に引用の『左伝』成公九年参照）、彼の楚国における存在の基盤はその職におかれていたと考えられる。であれば、次には目を中国古代の音楽及び音楽家に転じる必要がある。

## 二

中国古代社会において音楽が果たした機能、さらに楽官の職務については、これまでにも内外の研究者によって多数の研究が行われている<sup>(10)</sup>。こうした問題全体が本稿のねらいではないので、ここでは中国古代の音楽全体から見ればごく一部、すなわち鄭公鍾儀について考えるのに関係があるとみられる問題に論を絞っていきたい。

古代社会において音楽が果たした機能として、『左伝』だけを見ても、宴会時の奏楽はもちろんのこと（僖公五

年など)、予言をその中に含んだり(僖公二七年)、「徳の準則」と理解されたり(僖公一八年)、行動や判断の基準となったり(文公四年など)<sup>(11)</sup>、社会秩序の基と理解されたり(成公一七年)、さらには権力への風刺ともなり(襄公四年など)、戦争の時には鼓が進軍の合図となり(成公一六年)、また日食の際にも鼓が打たれる(昭公一七年)など、社会において多様な機能を果たしていたことを見て取ることができる。従ってこうした音楽を司る楽人の役目も重く、高木智見氏はその論考「瞽矇の力」の中で、「当時の儀礼や祭祀の場における音楽は一般に盲人楽師によってほぼ独占的に担当されていた。」という前提に立たれた上で、『周礼』やこれまでの研究を踏まえて、盲人楽師は音楽の演奏者であると同時に歴史の伝承者であり、さらに予言者であったと、当時の社会における音楽担当者の重要な姿を捉えておられる<sup>(12)</sup>。

さらにこれまでの研究に抛れば、音楽がこうした重要な社会的機能をもった理由としては、玉木尚之氏は「楽は神を喜ばせ、その支持を得る強力な手段として、権力を支えていたのであり、∴、「楽は「以て山川の風を開き、以て徳を廣遠に耀かす」(『國語』晋語八)ものであった」と音楽自体が持つ力を挙げられ(『前掲論文』

一五、二三頁)、高木智見氏は「盲人楽師が独占的に扱う音楽は一面で歴史と同じ性格を持ち、また音楽には世界のリズムが表れ、それを読みとることによって予言ができた。つまり彼らが歴史伝承者であると同時に予言者であるということは、通常の人では関与したり、理解することができない歌や音楽についての特殊な能力によって、聴く者の目に浮かぶが如く過去を再現し、また手に取るように未来の出来事を予知したのである。言い換えれば、盲人楽師による歴史伝承と予言は、盲人が音という特殊な手段を利用して、過去と未来という現在ならぬ時間領域に関わることであった。彼らの扱う音楽は、人間を拘束する時間の枠を飛び越え、未来に至り過去に遡ることができたのである。」(『前掲論文』三二頁)と述べておられる。

このように古代社会における音楽・楽官についてはかなりの研究の積み重ねがあるが、古代の楽官に関するもう一つの面として多くの研究が古代の楽官を盲人としている。しかしながらいまこの稿で問題としている、自らを冷人とする鄭公鍾儀の場合は、先に引いた『左伝』の文面からは少なくとも盲目であったとは考えにくい。古代、楽官に占める盲人の割合がどれほどであったのかは正確

に知る術はないが、『周礼』春官の「大師八下大夫二人、小師八上士四人、瞽矇八上瞽四十人、中瞽百人、下瞽百有六十人：」の鄭玄の注「凡ソ楽ノ歌ハ必ズ瞽矇ヲシテ焉ヲ為サシム。其ノ賢知ナル者ニ命ジテ以テ大師、小師ト為ス。」を見ても、楽官が盲人であることが早い時代においては主流であつたものと思われる。しかし、鄭公鍾儀の時代である春秋時代の頃には、もちろん盲人の楽官は多かつたものと思われ<sup>(13)</sup>が、一方でそうでない楽官も存在するようになっていたと考えるべきであろう。李軍氏は、舜は代々の瞽樂人の家の生まれであり、彼自身は盲目ではなかつたために楽師にはならなかつたが音楽の天賦の才と技術を持つていて音楽をよくしたとその論文の中で論じておられるが、音楽の担当者が時代とともに盲人でない人へも拡大してきたことを、この舜の話が象徴的に暗示しているように思われる。

古代の音楽及び音楽家については、その概要が上述のように明らかにされている。そうした中で楽人の鍾儀と鄭公の関係を結び付けるものは何であろうか。楚の鄭公は主に軍事を扱うと思われることから、軍事と音楽を結ぶものとして先ず考えられるのは、戦争の時の進軍の合図として撃たれる鼓であり、さらに『左伝』襄公一八年

の師曠のように、楽官が音楽を聞くことによつて戦争の勝敗の予言することであろう。しかし、進軍の鼓を撃つためや勝敗を予言するために楽人を鄭公にしたとすれば、すべての鄭公が楽人でなければならなくなる。しかし実際には、鍾儀以外に楽人の鄭公は見られない。とするならば、鄭が何か特別な意味を持つていてのではないか。鍾儀と鄭公を結ぶ紐帯の考察には、さらに鄭の考察が必要である。

### 三

鍾儀が鄭公であつた鄭とは、楚にとつてどのような土地であつたのか。鄭がもとは独立の国であつたことは、『左伝』桓公一一年に隨・絞などの諸国とともに楚を伐とうとした記事があることから明かであり、その位置は現在の湖北省安陸県と言われている<sup>(15)</sup>。さらにこの鄭が、『左伝』等に記されている邲国と同一であることは陳・程・駟氏らによつて認められているが、この鄭は楚と実は特別な関係があつたことが知られている<sup>(16)</sup>。

初メ、若敖邲ニ娶リ鬬伯比ヲ生ム。若敖卒シ、其ノ母ニ從ヒテ邲ニ畜ハル。邲子ノ女ニ淫シ子文ヲ生ム。…其ノ女ヲ以テ伯比ニ妻ス。(『左伝』宣公四年)

すなわち邲(邲)とは、楚の祖先の一人若敖とその子の鬬伯比が二代続けて婚姻関係を結んだ国であり、春秋初期の楚の興隆に大きな功を挙げた令尹鬬子文は鬬伯比と邲(邲)子の娘との間の子である。すなわち古代の家族制度によれば、女性は結婚後も生族と同族人であり続け、子は父方の族に帰属することはもちろん、一方同時に母の族にも属するとされていたことからは、鬬伯比と鬬子文は邲の一族でもあったことになるのである。

王室出自の大世族と言われるこの鬬氏一族が、春秋楚国の政治上に大きな力を持ったことは周知のことであり、以前に拙稿でも度々触れたことがある。<sup>(19)</sup> いま問題の鍾儀が鄭公であった共王時代は、楚の政治史の上では莊王時代の王権強化により大世族にかわって公子達がほぼ政権の中枢を独占していた時代であったが、鬬氏は莊王時代のいわゆる若敖氏の乱に敗れ政治の表舞台からはこの時期は退いているものの、依然としてかなり大きな経済基盤をもって楚に存在していた。<sup>(21)</sup>

このように邲(邲)は楚の実質的な開国の祖である若敖と姻戚関係を結んだいわば特別な国であったが、さてその邲が楚の梟とされて以後、先に述べたように、楚の梟内部の氏族制的秩序がその兵力温存のために残された

とすれば、当然楚の支配下に入った後も邲の祖先祭祀は続けられていたと考えるべきであろう。その際、春秋金文の解釈から春秋時代の祖先祭祀には諸侯の臣下としての非親族者も参加したとされる池澤優氏の説をもとにして考えれば、楚の支配下に入って以後の邲の祭祀に、支配者として梟公を含む楚の人間が参加する事はかなりの妥当性をもって考えることができそうである。

祖先祭祀と音楽・楽人の関係を次に考えることで、鍾儀と鄭公の結びつきの考察をさらに進めていくことしよう。

#### 四

音楽が祖先祭祀の場において欠くべからざる重要な要素であったことは周知のことであるが、例えば高木智見氏は祖先祭祀に必要なのは祖先を祭祀の場である廟へ導くことであり、音楽の演奏はその招魂求神の重要な手段の一つであった、と述べておられる。<sup>(24)</sup>

祖先祭祀の場で奏でられる「音楽」のその中身は本稿の主題とは直接の関係はないが、旋律ではなく、音の響き自体の中に古代中国人も祖先を感じたのではないかという、貴州省の苗族の祭祀芸能のフィールド調査を基に

された生明慶二氏の研究はきわめて興味深い<sup>(25)</sup>。氏は、古代人にとって、共鳴音とか共振音という音の響きは日常的な個概念で捉えられる音ではなく彼らの理解を越えた不思議なものであり、彼らはこの響き現象を目に見えない、無数の微小な音の粒子の集積と不安定な変動と捉えたであろうと推定されるが、同じく目に見えない霊についてと同様な思考の中で、響きの音とオーヴァーラップさせることで視覚を越えた聴覚で霊を確認するという質的変換があった、とされ、漢民族も南北朝から隋・唐にみられる合奏形態の発展期まではこうした文化を持っていたと論じておられる<sup>(26)</sup>。生明氏の音の響きを重視するこの論は、戦国時代以前の墓の副葬品においても、編鐘や磬が身分を示す重要な礼器であったことを思い起こせば首肯できるように思われる<sup>(27)</sup>。

さらに、祖先祭祀と響きの関連で言えば、姓と特定の音が結び付いていた可能性を文献から見て取ることができる。『左伝』襄公九年では、魯の襄公が晋侯から冠礼を行うよう勧められ、魯側としては国外であることを理由に直ちに行くことは断わって帰国途中に衛の国で鍾磬を借り、衛の成公の廟で冠礼を行った。ここで注目すべきことは、「兄弟ノ国ニ及ビテ備ヲ假リ」ることを晋侯

が納得し、さらに「鍾磬ヲ假ルハ礼ナリ」と記されていることである。『史記』管蔡世家から明らかのように、魯の始祖周公旦と衛の始祖康叔封は周の武王の同母の兄弟であり、文字通り兄弟の国であるが、冠礼の場に祖先の来臨を導く音楽（音）は普遍的なものではなく、それぞれ特定のものであり、その差異をなす単位集団は時代とともに変動があったことも考えられるが、最も粗く考えても姓によって異なつたことは間違いないように思われる<sup>(28)</sup>。

以上見てきたように、古代中国の祖先祭祀では、その族の祖先を招くべき特定の音の響きが演奏され、その演奏に当たつたのが楽人であつたと思われるが、さらにこの他、祖先祭祀において楽人が担当したのではないかと思われるものに祭祀の場における古伝承の語りがある。祭祀の場において、祖先に語りかけるものとしては経書に「祝」や「宗人」という職が見えるが<sup>(29)</sup>、従来言われてきたように楽人が古伝承の担い手であれば、祖先の伝承を最もよく知っていたのは楽人であろう。とすれば、楽人が祖先祭祀に参集した族人の前で、祖先に向かつてか参加者に向かつてかは定かではないが、祖先の伝承を語るもしくは謳うことは十分可能性として考えられよう。



すなわちこれまでの考察から、郎の祭祀において、郎の祖先・神々を呼ぶためにどの様な音が響いたのか、またそれを奏したのは郎の楽人か否か、といった祭祀の細かな点については我々には知る術もないが、楽人であった鍾儀と他の地ならぬこの郎を結ぶ要素として少なくとも考え得ることは、彼が楽人として古い楚と郎にまつわる伝承に通じていたと思われることであろう。楚の開国の王若敖の妻の国、それによって楚の大世族鬬氏と繋がるという郎の古い歴史を知り、語ることができたのは楽人である鍾儀故に可能なことであつた。

注(8)に記したように、郎が楚の県となつた正確な時期は明かでないが、新たに県となつて楚の支配下に入つた郎が楚と浅からぬ繋がりを過去に持つたその特殊性故に、楽人鍾儀を県公とし、それを恐らく祭祀の場で郎の祖先・人々に語り唱することによって、楚の支配に対する心理的抵抗感を弱め、結果として楚の支配の安定化を計つたと考えることは可能性としては有り得ることのよう<sup>(29)</sup>に思われる。とするならば、楚が郎を県にした時期を考えるなら、鍾儀は楚が郎を県にして最初に任じた県公であつた可能性が高いように思われる。

## 五

楚の県官領者たる県公に、一見不釣合いな楽人がついていたことへの疑問から出発した本稿は、楽人が支配の一翼を担っていたという古代社会の一面を垣間みることになつた。

祖先が政治に関与し<sup>(30)</sup>、祖先祭祀がそれぞれの国での一族の結びつきの強化、さらに君臣関係強化の意味を持つ春秋という時代であればこそ、楚と姻戚関係を持たない他の県とは異なつた、いわば特別な県支配のやり方が郎のような場合には存在したのではないか。従つて、楚の県は内部の氏族組織の破碎の程度が軽微であり、その旧来の氏族軍を楚県の軍として利用するという楚県の性質に対する従来の拙稿での見解は変わらないが、県公に関しては、楚と甥舅関係をかつて持つた郎のごとき特殊な県の場合にはその祭祀を通して楚との一体化を強め、支配の安定化を計る目的で、楽人という特殊な人間が県公とされることもあつたのではないか。すなわち、県公なるものの性格は先に注(7)の拙稿で述べた、県軍の指揮を主とするといふものにとどまらず、若干広がるものであろう<sup>(32)</sup>。

しかしこのように、楽人が県公という形で支配の一翼を担うことは、楽人が扱う音楽（音もしくは詩）それ自体を天・神の声とする古来の心性の存在抜きには起こり得なかつたように思われる。

音の響きが祖先や神と同一視され、姓によってその祖先を招く音が異なっていたと思われることは既に前節で見たとおりであるが、さらに民間で誰からともなくうたわれる「はやりうた」の類も、おそらく誰がうたい始めたのかその出所が明らかでない、まさにその故に、天・神の声として支配者の政治を規制すると考えられた痕跡がある。それを最も整理した形で伝えているのは、『左伝』襄公一四年の晋の楽師師曠の言葉であろう。衛の国で国君が追い出されたことに憤慨する晋侯に対し、師曠は衛の君にも問題があったとする。彼は言う「良君ハ将ニ善ヲ賞シ淫ヲ刑シ、民ヲ養フコト子ノ如ク、之ヲ蓋フコト天ノ如ク、之ヲ容ルルコト地ノ如クセントス。」と。さらにそうした政のために「王自リ以下、各父兄子弟有リ、以テ其ノ政ヲ補察ス。史ハ書ヲ為リ、瞽ハ詩ヲ為リ、工ハ箴諫ヲ誦シ、大夫ハ規誨シ、士ハ言ヲ伝ヘ、庶人ハ謗リ、商旅市ニ于テシ、百工芸ヲ獻ズ。故ニ夏書ニ曰ク、適人木鐸ヲ以テ路ニ徇シ、官師相規シ、工芸事ヲ執リテ

以テ諫ムト。正月孟春、是ニ於テ之有リ、常ヲ失ヘルヲ諫ムルナリ。」の如く、政を批判し、反省を促すための各職があると。特にこの中で、瞽（楊伯峻の注では楽師）や工（杜註、孔疏とも楽人）といった楽人が為政者を諫める一端を担っていると言われているのみならず、士以下の身分の庶人、商旅、百工といった人々も政への諫の一翼と捉えられていることは注目すべきであろう。引用した最後の「正月孟春……」の文に対して、楊伯峻が「蓋シ春秋以前天子諸侯ニ大臣諫官有リテ事ニ遇ヒテ諫ムベシ。下位ノ者、以テ百工等ニ至ルニ在ルニ至リテハ、唯正月適人路ニ徇シ、始メテ進言ノ機会ヲ有スルヲ得タリ。」と註しているとおりである。

この『左伝』の師曠の言は、あるいは戦国期以降に整理された形で書き加えられたものかも知れないが、庶民の間に政治への批判や指示を聞くというこうした觀念が春秋時代に実際にあったことは『左伝』の数カ所から推測することができる。例えば僖公二八年の「晋侯曹ヲ圍ミ門セム。多ク死ス。曹人諸ヲ城上ニ尸ス。晋侯之ヲ患ヒ、輿人ノ誦ヲ聴クニ墓ニ舍セヨト称ス。師遷ル。」<sup>(33)</sup>では曹の抵抗に手を焼いた晋侯は輿人のうたに従って陣を墓地に移し<sup>(34)</sup>、宣公二年では「宋城ク。華元植ヲ為ラシメ

功ヲ巡ル。城ク者謳ウテ曰ク、睥タル其ノ目、蟠タル其ノ腹、甲ヲ弃テテ復ル。：華元曰ク、之ヲ去レ。夫ハ其ノ口衆ク我ハ寡シト。」とあるように、宋の築城工事の人夫達が工事責任者の華元の先の敗戦をひやかすうたをうたい、華元はタジタジと引き下がったのである。こうした民の間で自然発生的にうたわれるうたや童謡は、いわば人為ならざる「声ならざる声」として為政者にとってはまさに従うべきものとされていたのである<sup>(35)</sup>。

中国古代の為政者は、このように童謡、はやりうた、といった類に天の声を聞いていたのであるが、そうした「声ならざる声」を解読し為政者にその意味するところを説くのも楽人の役目であった。「春、石、晋ノ魏榆ニ言フ。晋侯師曠ニ問フ。：」(『左伝』昭公八年)とあるように、晋で本来ものを言うはずのない石がものを言うという不思議な事件があり、その時に晋侯が説明を求めたのが他ならぬ楽人師曠であったことは、楽人のそうした性質をまさに指し示すものであろう。

このように、音や民間で自然発生的にうたわれる「うた」に祖先や天を見た社会で、楽人が社会的には身分は高くなくとも、一種の畏怖を伴った権威を持っていたことは十分想像できる。先の鍾儀の郎公就任は、こうした

事情を背景として考えるべきであろう。

### 結びにかえて

音楽さらにそれを扱う楽人が支配の一翼を担う、あるいはある時には支配者を規制するという社会が、まさにこの春秋時代に一方では崩れつつあったことを示して、本稿の結びにかえたい。

楚における支配原理の変換が郎に及んだことを示しているのが、郎の「遷」である。郎がこの後『左伝』に登場するのは昭公一四年(楚では平王の時代)であるが、同年の記載によれば、平王は増長した令尹子旗(鬬成然)を殺したもののその子の鬬辛を鬬氏と縁の深い郎に居らせて鬬子文の旧勲を忘れないようにした、と見える。まずこの「郎公鬬辛」(この語句は『左伝』定公四年)によつて、少なくともこの時点で、郎が楽人ではないわ<sup>(36)</sup>ば世俗人の支配下に入ったことが分かるが、さらに注目すべきことに、この鬬辛が領有した郎はかつて鍾儀が郎公であった郎の位置から遷っているとされているのである。程発軔氏はこの昭公一四年に鬬辛が有した時点での郎は現在の湖北省鍾祥県に遷っていたとし、陳槃<sup>(37)</sup>『春秋大事表列国爵姓及存滅表異』も郎の位置に関し古来文

獻に諸説が見えるのは、郎が何度も遷つたためとする。

春秋期に多く見られるようになる強国による弱国の「遷」とは、土地と人間が分かち難く結び付き、その土地の力がまさにそこに住む族の力そのものと意識されていた古来の世界を壊していわば抽象的な空間とし、そこに自らの支配を安定的に拡大していこうとする強国の意図の表れではないかと考えられるが、とするならば郎が鍾儀を県公として以降に「遷」を蒙つたとすれば、郎に対する楚の支配が、鍾儀を県公として祭祀の場を通して楚の支配の安定化を意図した段階よりさらに一歩進んで、より直接的かつ世俗的支配へ変化したといえるかもしれない。

郎の支配形態が「世俗化」したように思われる一方、かつての郎公鍾儀の子孫も、祖先が帯びていた権威を失っているように見える。『左伝』定公四・五年に鍾儀の子孫らしい鍾建なる人物が見えるが、定公四年の会箋が「鍾儀ハ本冷人、鍾建ハ蓋シ亦楽工ナリ。：明年季半嫁スノ故ヲ以テ挙ゲテ以テ楽尹ト為サシム。此ノ時未ダ大夫為ラズ。」と述べる如く、賞されて楽尹となったことから楽人であったことは確かであるが、身分は一介の楽工程度であつたらしく、しかも鍾儀が纏っていた、人

に一目置かせる、身分とは別の「特別性」とでも言うべきもの、それはつまり一般人とは異なる楽人故の能力（それゆえに郎の県公とされたものと思われる）である。玉木尚之氏が「前掲論文」で、祭儀を執行し、未成年者を教育し、故事を通して王を諫めて権力を支える最高の賢者であつた楽人は、周の衰えと祭儀の廃れにより彼らの伝承の知ではもはや現実に対処不可能となり、口承伝承は記録に席を譲り始め、宮廷でただの演奏者になりさがっていく中で新興知識人達の非難を浴びるようになったと述べられているが（二六頁）、鍾建の姿はまさにただの演奏者にすぎない。

さらに、かつて「声ならざる声」としての権威を持っていた民間の「うた」もそうした権威を失っていく。『宋ノ皇国父大宰ト為リ、平公ノ為ニ台ヲ築キ農牧ヲ妨グ。子罕農功ノ畢ルヲ俟タント請フ。公許サズ。築ク者謳ヒテ曰ク、澤門ノ哲実ニ我が役ヲ興シ、邑中ノ黔実ニ我が心ヲ慰メリト。子罕之ヲ聞キ、親ラ朴ヲ執リテ以テ築ク者ヲ行リテ、其ノ勉メザル者ヲ扶ツ。：謳フ者乃チ止ム。』（『左伝』襄公一七年）では、農作業の時期に工事を命ぜられた人夫達が、自分達のために工事の延期を

願いでてくれた子罕を誉め、工事を命じた皇国父をそしつたうたを謳つたのに、子罕がそれをやめさせており、さらに「晋人楚師有リト聞ク。師曠曰ク、害アラズ。吾驟北風ヲ歌ヒ又南風ヲ歌フ。南風競ハズシテ死声多シ。楚必ズ功無カラント。董叔曰ク、天道多ク西北ニ在リ。南師時ナラズ。必ズ功無カラント。叔向曰ク、其ノ君ノ徳ニ在ルナリト。」(『同』襄公一八年)では、楚軍出動の噂を聞いて、師曠が歌でその勢いを判じ、楚を恐れることはないと言ひ、楽人の面目躍如たるものがある。

しかしこれも見方を変えれば、師曠の説と董叔や叔向といった人々の天体や徳との関連からの説とが併記されているのは、音楽が真理の複数ある媒介物の一つにすぎなくなっていることと見て取ることができよう。

天や神の声として為政者をも規制し得る民間のうたといった音楽の一つの機能が失われていく時期がある日突然、短期間のうちにやってきたわけではないことはもちろんであるが、そうした変化は春秋時代の間に激しく進行し、音楽は祭祀の時に奏されることは継続しても、宴会時の奏楽といったより世俗的な傾向を強めて行くのではないか。鍾儀と鍾建という二人の楽人の背後には、こうした時代の変化が音を立てて進行していたように思わ

れる。<sup>(39)</sup>

註

(1) この軍府について、楊伯峻は杜註に拠って「軍用ノ儲藏庫、亦以テ戰俘ヲ囚禁スルニ用フ」とする(『春秋左伝注』全四冊、中華書局、一九八一年)。佐原康夫氏が「戦国時代の府・庫について」(『東洋史研究』四三―一、昭和五九年)において論じられた、財貨を納める府と兵器を納める庫という戦国時代に歴然とみられる区別は、春秋時代のこの時期にはまだ出来上がっていないようである。

(2) 平勢隆郎「楚王と県君」(『史学雑誌』九〇―二、昭和五六年)でも県公を県官領者として扱っているが、ただ氏は県公は県君(尹)の特殊なものであつた可能性がある、との立場をとっておられる。

(3) 張正明・劉玉堂「從楚人尚鍾看鍾氏の由来」(『江漢論壇』一九八五―一六)八〇頁。さらに同頁で両氏は、樂官は音律や樂理に通じていることが要求されたので、世襲を必要とし、官をもつて氏となした。その際、楚では樂器のなかで鍾が最も貴とされたので、氏の名が「鍾氏」となった、と述べておられる。

(4) 『左伝』成公九年で、この後晋楚の和議をむすぶ使者として楚に送られていることから見て、極端に下位の身分ではなかつたらしい。

(5) 楚において「某公」と表現される人物は、先にも述べたように通常県の官領者と理解されている。私自身は、

平王期（前五二八―前五二六）を境として、以後の「公」にはそれ以前の県の官領者としての「公」とは異なる性格のものが出てくるのではないかと考えているが（拙稿（安倍道子）「春秋後期の楚の「公」について―戦国封君出現へむけての一試論―」（『東洋史研究』四五―二、昭和六一年）参照）、いま問題の郎公鍾儀の時代の「公」はその時代から考えて、やはり一応県官領者と見て差し支えないであろう。

(6) 増淵龍夫「先秦時代の封建と郡県」（『中国古代の社会と国家』弘文堂、昭和三五年）。なお、日本における春秋県をめぐる研究の動向は松井嘉徳「県」制遡及に関する議論及びその関連問題」（『泉屋博古館紀要』九、平成五年）に詳しい。

(7) 拙稿（安倍道子）「春秋楚国の申県・陳県・蔡県をめぐる」（『東海大学紀要文学部』四一、一九八四年）三八―三九頁。

(8) 郎が楚の県になった時期については文献には記述がない。陳槃「春秋大事表列国爵姓及存滅表異」の郎の条では、易本娘を引いて、郎の滅亡は僖公二〇年（前六四〇）から郎公鍾儀の見える成公七年（前五八四）までの間としている。

(9) 鍾氏の家系に属する人間として他に見えるのは、『左伝』定公四・五年の鍾建だけであるが、『左伝』成公七年の鍾儀自身の先祖についての言葉や、定公五年で鍾建が楽尹に任じられていることからして鍾家が代々音楽と深い関係にあったことは間違いない。

(10) 以下の本稿で参照した研究はそうした内のごく一部である。

(11) 本文に挙げた文公四年を始め、『左伝』にはこのように行動規範あるいは判断基準として「詩」が引用されている例が非常に多い。こうした「詩」は少なくとも本来的には謳われたものであろう。

(12) 高木智見「瞽矇の力―春秋時代の盲人楽師について―」（『山口大学文学会志』四一、一九九〇年）。引用部分は同論文二六頁。なお、高木智見氏の論考に先行する研究では、楽人の任務として、一色英樹氏は「中国古代楽師考」（『國學院雑誌』八一―四、一九八〇年）で奏楽の他に、口頭伝承者として貴族の子弟の教育、予言、君主への箴言、を挙げられ、玉木尚之氏も「賢者としての楽人の終焉」（『日本中国学会報』三九、一九八七年）で、伝承者、儀礼の執行者、子弟達の教育者とされている。

また、李軍氏は「論瞽樂人及其詩歌」（『吉林大学社会科学学报』一九八八―一六）において、楽人の社会的立場の変化を時代順に捉えておられるが、中でも原始の瞽樂人は当時の精神文化生活に重要な位置を占め、歌唱・演奏はもとより、天道を知り、宗教祭祀や「瞽史の記」を教えるなどして原始社会から奴隸制社会の初期まで尊崇・畏敬の対象であった、とされる（六一頁）。

(13) 『左伝』襄公一八年などに見える晋の楽師師曠はその代表であろう。師曠については、段士樸「浅談晋国的大音楽家師曠」（『山西師大学報』一九八八―四）が専門に取り上げている。

- (14) 李軍「前掲論文」六〇～六一頁。
- (15) 程発軔『春秋左氏伝地名図考』(広文書局、民国五六年)七二頁。これは古郎国、つまり郎公鍾儀の官領したと思われる郎の位置であつて、以後の郎の位置については程氏を含め各種の説がある。
- (16) 程発軔『前掲書』七三頁。陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表撰異』郎の条。
- (17) 加藤常賢『支那古代家族制度研究』(岩波書店、昭和一五年)四六二～四七二頁、山田統「左伝所見の通婚關係を中心として見たる宗周姓制度」(『山田統著作集』四、明治書院、昭和五七年)三六～四〇頁。
- (18) 鬬氏と楚王室の關係は、普通は『史記』楚世家の世系などから同族と解されている。しかし、谷口満氏は「若敖・蚡冒物語とその背景—古代楚国の理解—」(『集刊東洋学』三四、一九七五年)で、「原原楚」の時代、楚には「敖」集団と「熊」集団があつたとし、鬬氏と王室はそれぞれこの集団の自己分解から析出されたとする説を提出されている(二四～二五頁)。谷口氏の説のとおりとすれば、鬬氏は嚴密には王室出自とは言えないこととなる。
- (19) 例えば、拙稿(安倍道子)「春秋前期の楚の對外発展」(『東海大学紀要文学部』三三、一九八〇年)参照。
- (20) 拙稿(安倍道子)「春秋時代の楚の王権について」(『史学』五〇、昭和五五年)参照。
- (21) 『左伝』昭公一三年に見えるように、後に靈王が鬬章亀と鬬成然の邑を奪つてゐることからして、若敖氏の乱以後も全くその勢力が失われたわけではないことが分かる。
- (22) 楚において若敖が開国的英雄と意識されていたことについては、谷口満「前掲論文」一八頁、さらに同氏「楚都丹陽探索—古代楚国成立試論—」(『東北大学 東洋史論集』一、昭和五九年)二四～二五頁参照。
- (23) 池澤優「西周春秋時代の「孝」と祖先祭祀について—「孝」の宗教学・その一—」(『筑波大学 地域研究』一〇、一九九二年)八九～九一頁。
- (24) 高木智見「前掲論文」三二～三三頁。
- (25) 生明慶「神と音の默契—苗族の祭祀芸能にみる響きの古代性—」(『学習院大学東洋文化研究所調査研究報告』三一、一九九〇年)。
- (26) 章之氏は「先秦音楽文化論」(『社会科学研究』一九八九一五)六四頁で、周は殷の紂王の「新声」を捨て、音楽の目的として政治性、典礼性、等級性を回復しようとした、と述べておられる。しかし、この殷周の音楽が、響きを基にしていたものか否かといったことは明らかでない。
- (27) 王世民「關於西周春秋高級貴族礼器制度的一些看法」(文物出版社編輯部編『文物与考古論集』文物出版社、一九八七年)、王世民、平勢隆郎訳「春秋戦国墓葬中の樂器と礼器の組み合わせ状況」(『日本中国考古学会会報』四、一九九四年)参照。またこうした鍾の重要性を考えれば、郎公鍾儀の鍾氏という氏族名について、註(3)の論文で張氏らが楚が特に鍾を重視した結果と述べておられる見

解は、鍾の重要視が楚の特異性とは言えないかもしれないという問題を含むことになる。

(28) 『左伝』襄公九年の「兄弟ノ国」について楊伯峻は「魯衛八周二周室ノ懿親ナリ。故二上二云フ兄弟ノ国ト。」と註しており、それに従えば必ずしも兄弟関係でなくとも、かなりの近親関係であれば楽が共通であったとも理解できる。さらに、『左伝』昭公四年で、病にかかった叔孫穆子が子の孟のために鐘を作り「爾未ダ際セズ。大夫ヲ饗シテ以テ之ヲ落セヨト。」と述べている。この「際」字が「交際」の義であることは会箋、楊伯峻ともに同じであるが、「大夫」に対して会箋が「叔孫病ミ將ニ孟ヲ以テ適子ト為サントス。故ニ大夫ヲ饗シテ之ヲ主人ト為サシムルナリ。」とこの「大夫」を叔孫氏の大夫達と解している。とすれば、ここで作られた鐘は叔孫氏の祖先祭祀のものとして取ることが可能であり、これによれば祖先祭祀の音楽(音)は氏族で異なっていた可能性もあろう。このように単位となる集団の範囲を断定することは難しいが、少なくとも姓が異なれば音(従ってそのための鐘磬)が異なるとみてよいのではなからうか。春秋期に国を伐つてその鍾を奪つたり(『左伝』襄公二十一年)、略として楽器を贈与したり(『同』襄公二十五年)、また『左伝』定公四年によればかつて衛の封建の際には大呂の鐘、晋の封建には密須の鼓とともに沽洗の鐘が周室から贈られたのも、いずれもこうした鐘や鼓が祖先祭祀に欠くことのできない、従ってそれぞれの国の統治権そのもののシンボルであったためであろう。

(29) 『儀礼』土昏礼、『礼記』礼運など。

(30) 春秋時代の社会が、祖先と生きている人間との共同体と言える社会であったことは、「春秋時代の神・人共同体について」(『中国—社会と文化』五、一九九〇年)を始めとする高木智見氏の一連の研究が明らかにしている。

(31) 春秋時代の祖先祭祀が族結合ばかりでなく、君臣関係確認の場としての機能を有していたことは、池澤優氏の「前掲論文」参照。

(32) 楽人ではあっても、県公としての職務上、軍を率いていくこともあったであろう。それ故にこそ、成公七年に見たように捕虜になったと思われる。

(33) この「輿人ノ誦」の「誦」を金沢文庫本などは「謀」に作っているが、『左氏会箋』本に従う。また、輿人については、宇都木章氏が「輿人考」(『三上次男博士頌寿記念東洋史・考古学論集』三上次男博士頌寿記念論集編集委員会、昭和五四年)で詳しく考察されている。それによれば、輿人とは、本来県鄙の野人であって、それが国都の王公に徴されて諸役に服している者であり、文献の用例から見ると、その役の内容は葬儀や戦士補助といった賤役が多い(一〇四―一〇五頁)。また氏は「輿人の誦」が政治を動かす力となったのは、はじめ国人にとつて支配の対象であった野人が、国人の中核である貴族勢力を維持する力となっていく、そうした中で貴族の諸役に従事していた輿人の持つ意味が大きくなったためであろうと、野人の持つ社会的勢力の増大という視点から考察しておられる(一一二―一一三頁)。



(34) 本文で「陣を墓地に移し」と解した箇所原文「舎於墓」について、杜預は墓を発く意と注し、会箋も曹の族葬墓を発く意と解しているが、この「舎」は「発く」より「軍が宿る」と解する方が自然のように思われる。

(35) 小柳司気太「童謡。凶讖。教匪」(『東洋思想の研究』關書院、昭和九年)四一―三頁では、「童謡は神憑のやうなもので、所謂「天に口なし人をして之を言はしむ」の類である。」と言っておられる。なお、為政者をも規制し得るこゝろした童謡・はやりうた、さらにいわゆる「輿人の誦」などには、注(33)の宇都木氏の論に示されているように、そのうたい手の社会的勢力など、個々に検討されるべき差異性もあるが、少なくともそうした差異性を超えて、こゝろした民衆の間でうたわれる「うた」に「天の意思」の表れを見えるという思想が存在したことは間違いないものと考ええる。

(36) 私としては、この時郎は県ではなく、關辛の封邑になつたと考えている。註(5)の拙稿参照。

(37) 程発軔『前掲書』七二―七三頁。

(38) これについては、近く刊行予定の拙稿「古代中国における土地と人間―春秋時代を中心に―」(松本亮三編『時間と空間の文明学Ⅰ』花伝社)を参照されたい。

(39) 本稿執筆の遠因は、本文中に述べたように郎公鍾儀をめぐる素朴な疑問にあるが、直接の動機はジャック・アタリ、金塚貞文訳『音楽／貨幣／雑音』(みすず書房、一九九〇年第三刷)の中で、ほとんどの文明に共通する音楽家の地位として、排除された者であると同時に超人と

いう両義性を持つ、という指摘に出会つたことであろう。これこそまさに郎公鍾儀に対するかねてよりの疑問に通ずるものであつた。アタリの鋭利な刃物のよゝうな鋭い分析に比べて、拙稿はあまりにも「なまくら」であるが、音楽家の両義性に関してはアタリの説を参照されたい。

付記

竹田龍児先生が、一九九四年四月に逝去された。在学中はもとより、その後も私の勤め先の大学に非常勤講師としてお見えいただき、これまでに先生から蒙つた学恩は計り知れない。その学恩にお応えするにはあまりにも粗末な内容であるが、この拙稿を先生の御霊前におささげし、心からご冥福をお祈りするばかりである。「手にあまる問題をえらんだね」と、この蠅螂の斧に苦笑していらつしやる先生のお顔が目には浮かぶよゝうな気がする。